



70歳から74歳の方の医療費の自己負担の上限額が上がりました!!

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものにならないよう、医療費の自己負担を軽減する仕組みです。(入院時の食費負担や差額ベット代、先進医療等は含みません)

平成29年8月診療分より、負担能力に応じた負担を求めるということで、現役並み所得者の外来(個人ごと)一般所得者の外来(個人ごと)及び外来・入院(世帯)の自己負担限度額が引き上げられました。

平成29年7月診療分までの自己負担上限額(月額)

被保険者の所得区分		自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来・入院(世帯)
①現役並み所得者 年収370万円～ 標準報酬月額28万円以上 課税所得145万円以上		44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回:44,400円 ※2>
②一般所得者 年収156万円～約370万円 標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満(※1)		12,000円	44,400円
③低所得者	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

平成29年8月診療分から30年7月診療分までの自己負担上限額(月額)

被保険者の所得区分		自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来・入院(世帯ごと)
①現役並み所得者 370万円以上～ 標準報酬月額28万円以上 課税所得145万円以上		57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回:44,400円 ※2>
②一般所得者 年収156万円～約370万円 標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満(※1)		14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 <多数回:44,400円 ※2>
③低所得者	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円



※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。

※2 過去12か月以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

注) 現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。

◆また、平成30年8月から、現役並み所得区分については細分化した上で限度額を引き上げ、一般区分については外来上限を引き上げられます。詳しくは「らいいふらん」137号でお知らせいたします。